

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(抄)等

経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）

職業安定分科会雇用保険部会
（第101回）

参考資料2

平成27年8月4日

第3章「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

5. 主要分野毎の改革の基本方針と重要課題

〔1〕社会保障

（生活保護等）

（前略）雇用保険の国庫負担の当面の在り方について、国庫負担について規定した平成23年改正による雇用保険法附則第15条の規定、経済雇用情勢の好転、雇用保険財政の状況、これまでの経緯、公労使での議論も踏まえ、検討する。

「雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。」（雇用保険法（昭和49年法律第116号）附則第15条）

自由民主党「財政再建に関する特命委員会報告（最終報告）」（平成27年6月16日）

Ⅱ. 歳出改革の具体策

2. 社会保障以外の歳出

（2）具体的には、各歳出分野について、以下に留意して取り組む。

- ・ 特会・独法等について、独自財源収入の増加や事業費抑制等のため個別に精査して財政健全化を図ることが重要であり、収入増や効率化に取り組むべきである。また、経済情勢の好転を反映して多額の積立金・剰余金の生じている特会等について、当面の一般会計繰入のあり方などについて検討すべきである。

財政健全化計画等に関する建議（平成27年6月1日財政制度等審議会）

Ⅱ. 各歳出分野における歳出改革の方針と具体的方策

1. 社会保障

（5）雇用

労働保険特別会計の雇用勘定については、毎年度、一般会計から一定割合（求職者給付の13.75%等）の国庫負担金が繰り入れられているが、経済雇用情勢が大きく改善する中で、約6兆円の積立金が生じており、仮に国庫負担が停止されても、直ちに雇用保険の財政運営がひっ迫するような状況にはない。〔資料Ⅱ－1－36参照〕

一方で、一般会計は極めて厳しい財政状況にあることを踏まえれば、当面の措置として、雇用勘定への国庫負担を停止すべきである。なお、国庫負担の停止については、労働行政に対する国の責務の重要性やこれまでの雇用保険法改正の経緯などを踏まえ、一定の負担を維持すべきとの意見が労使双方からあった。